

「送いつけ商法」

に気を付けて！！

注文していない商品を前触れも無く送り付けたり、電話での勧誘を断った商品を送り付け、一方的に高額な代金を請求する商法です。



- 注文していない商品は受け取らず、代金を支払わないでください。
- 迷ったら1人で決めず、「家族」や「警察」「相談センター」に連絡！！
- 受け取ってしまった場合でも直ちに処分することができます。

養老警察署

☎ 0584-34-0110

生活相談センター

☎ 0582-77-1003